

全国商工会 情報漏えい保険

多くの個人情報や法人情報を取り扱う商工会会員の皆様にとって、
情報漏えいリスクに対するリスクマネジメントは極めて重要な課題です。

- ◆マイナンバーを含む従業員・アルバイトの個人情報も対象になります。
- ◆個人情報の漏えいの「おそれ」が発生した場合でも、補償の対象です。
- ◆2020年4月始期より、**新規・中途加入の引受を停止**しております。
- ◆本制度は、2022年4月満期をもって団体超ビジネス保険に移行いたします。

全国商工会連合会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

商工会・商工会連合会名

<お問い合わせ先>

募集代理店名：

(住所)

(TEL)

引受保険会社担当課：

(住所)

(TEL)

全国商工会 情報漏えい保険の概要

保険契約者

全国商工会連合会

この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、商工会の会員事業者を記名被保険者とする個人情報漏えい保険(＋法人情報漏えい担保特約条項付帯＋クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項(任意付帯)＋求償権不行使特約条項(任意付帯)＋e-リスク担保特約条項(任意付帯))の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者である全国商工会連合会が有します。

記名被保険者 (ご加入者)

商工会の会員事業者の皆様

商工会の会員事業者以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被保険者 (補償を受けられる方)

- ①記名被保険者
- ②①の役員または使用人(記名被保険者の業務に関する場合に限りです。)

個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や弁護士費用等の支払)や、各種費用損害に対して保険金をお支払いします。



お支払いする保険金の種類

個人情報漏えい保険(基本契約) + 法人情報漏えい担保特約条項

賠償責任部分

《個人情報漏えい特別約款
+ 法人情報漏えい担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

① 法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

② 保険会社の同意を得て支出した、賠償責任に関する訴訟費用、弁護士費用等の争訟費用

③ 保険会社の同意を得て支出した、求償権の保全・行使の費用等の損害防止軽減費用

④ 賠償責任がないことが判明した場合において、事故が発生した際の緊急措置に要した応急手当、護送等の費用または保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 保険会社の要請に伴う協力費用

●個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者に対し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

●保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(法人情報の漏えいについては、支払限度額または1億円のいずれか低い額が限度となります)。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金 > 支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額 ÷ ①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

費用特約部分

《個人情報漏えい対応費用担保特約条項 +
法人情報漏えい担保特約条項》

保険金をお支払いする損害

① 謝罪広告・会見費用

② お詫び状作成・送付費用

③ 見舞金・見舞品購入費用

④ コンサルティング費用

⑤ コールセンター委託費用

⑥ 弁護士への相談費用

※上記のほか、事故原因調査費用や他人に対して損害賠償請求を行う場合の争訟費用、記名被保険者の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、記名被保険者の役員・使用人の交通費・宿泊費、通信費もお支払いの対象となります。なお、これらの個人・法人情報漏えい対応費用は、被保険者が事故対応期間(被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた費用を負担したことによって被る損害に対してお支払いします。

※③個人情報漏えいに対する見舞金・見舞品購入費用につきましては、被害者1名あたり500円、法人情報漏えいに対する見舞品購入費用につきましては、被害法人1社あたり3万円を限度とします(法人情報漏えいにつきましては、見舞金は対象となりません)。④コンサルティング費用につきましては1事故あたり500万円を限度とします(ただし、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が500万円未満の場合は、他の費用損害と合算して、個人情報漏えい対応費用部分の支払限度額が限度となります)。また、⑥弁護士への相談費用につきましては、社内弁護士や顧問弁護士への報酬を除きます。なお、上記④⑥につきましては、事前に引受保険会社の同意が必要です。

●保険期間中に被保険者が個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが被保険者による公的機関に対する文書による報告等やテレビ・新聞等における発表・報道によって客観的に明らかになった場合に保険金をお支払いします。また、法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合につきましては、被害法人に対する詫言の送付等により客観的に確認できる事由により明らかとなった場合も保険金をお支払いします。

●損害額の合計額から免責金額を控除した額を、支払限度額の範囲内でお支払いします。

本保険で対象となる①「個人情報」、②「法人情報」とは

①記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)

イ. 個人識別符号(*)が含まれるもの

(*)個人識別符号とは、マイナンバー・運転免許証番号・旅券番号・基礎年金番号・保険証番号、このほか個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号をいいます。

②記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

自動付帯の特約条項

法人情報漏えい担保特約条項

保険の対象となる情報を個人情報に限定せず、被保険者の保有する法人情報(記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報)を対象とすることで、会員企業等の保有する法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や、各種対応費用損害に対して保険金をお支払いします。

<保険金をお支払いできない主な場合>

次の事由に起因する損害

- ① 後記、基本契約(「個人情報」→「法人情報」、「保険期間の開始前」→「法人情報漏えい担保特約条項を付帯する前」、「保険期間の開始時」→「法人情報漏えい担保特約条項を付帯した時」と読み替えます。)の賠償責任・費用特約部分の【保険金をお支払いできない主な場合】に記載している事由
- ② 賠償責任について、次の事由
 - ア. 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
 - イ. 被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
- ③ 費用損害について、②イの請求により生じた費用

等

任意付帯(オプション)の特約条項

クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

基本契約(賠償責任部分)にて保険金のお支払い対象外としている「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」について補償する特約です。

求償権不行使特約条項

情報漏えいまたはそのおそれの原因が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、被保険者に保険金をお支払いした後、保険会社に移転する委託先事業者への求償権を不行使とする特約です。(本特約条項の付帯には一定の条件がありますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせ下さい。)

＞eーリスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した事故(他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害(個人情報情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます))について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。(争訟費用・緊急措置費用・損害防止軽減費用・協力費用を除き賠償責任部分の支払限度額の内枠で補償します。)

- ①コンピュータ・ウィルスの感染
- ②第三者による不正アクセス
- ③被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし

<保険金をお支払いできない主な場合>

①次の事由に起因する損害

(a)保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)

(b)電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の動きをするもの)

(c)ソフトウェア開発またはプログラム作成

(d)対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合

(e)対象業務の履行不能または履行遅滞

(f)対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修補、交換、やり直し等の措置

(g)被保険者の支払不能または破産

(h)被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合

(i)被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合

(j)個人情報情報の漏えいまたはそのおそれ

②次の賠償責任に起因する損害

(a)業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

(b)被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任 等

保険金をお支払いできない主な場合

(基本契約)

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

<賠償責任・費用特約部分共通>

- ・ 保険契約者または被保険者の故意。ただし、記名被保険者の使用人による持出し等の行為(記名被保険者またはその役員が関与するものを除きます。)に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、記名被保険者またはその役員が法律上の損害賠償責任および個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害には適用しません。
- ・ 保険契約者または被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 他人の身体の障害
- ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 等

<賠償責任部分>

- ・ 保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- ・ クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害 (「クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項」(オプション)を付帯した場合には補償されます。)
- ・ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・ 株価または売上高の変動 等

<個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象にならない費用>

- ・ この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- ・ 金利その他資金調達に関する費用
- ・ 記名被保険者の役員に対する報酬・給与
- ・ 賠償責任部分にてお支払いの対象となる損害
- ・ ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用

支払限度額・免責金額

パターン	賠償責任部分 支払限度額(1請求・保険期間中)(*1)	費用特約部分 支払限度額(1事故・保険期間中)
A	1,000万円	100万円
B	3,000万円	300万円
C	5,000万円	500万円
D	1億円	1,000万円
E	3億円	3,000万円

- ・免責金額 : 1請求 10万円(賠償責任部分) 1事故 10万円(費用特約部分)
- ・法人情報漏えい担保特約条項の支払限度額は上記支払限度額と共有です。(ただし、賠償責任部分については、上記支払限度額または1億円のいずれか低い額となります。)

(*1)個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して(被害者・被害法人以外)(個人・法人情報の委託元事業者等)が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害については、「費用特約部分」と同額の支払限度額(サブリミット=賠償責任部分の支払限度額の範囲内で適用される限度額)が適用されます(「費用特約部分」の支払限度額の内枠となります)。加入依頼書の「補償内容」欄にある「サブリミット」欄には、この支払限度額が記載されます。

(例)取引先B社が収集した顧客名簿を受託してデータベース化する業務を請け負っているA社(被保険者)が、その名簿を流出させてしまった。B社は、謝罪広告の掲載、顧客に対するお詫び状の送付を行い、費用を支出した。B社は、同社が支出した費用について、A社に対して損害賠償を請求した。A社がB社に対して負担する損害賠償責任について支払われる保険金には、サブリミットが適用されます。

年間保険料

保険料算出にあたっては、代理店まで以下の資料のご提示をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

●最近の会計年度の総売上高

(1年間に記名被保険者が販売または提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額)がわかる資料

なお、ご申告いただいた総売上高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の総売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

ご加入方法

2020年4月始期より新規募集・中途加入の引受を停止しております。ご注意ください。

保険期間: 2021年4月1日午後4時~2020年4月1日午後4時

申込締切日: 2021年2月26日

1. 保険料・条件が確定しましたら、「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入し、ご捺印の上、代理店までご提出ください。
2. 更新保険料は、保険始期当月の27日(金融機関休業日の場合翌営業日)に引き落としとなります。

なお、通帳には「MBS.ショウウカイKJ」「MBS」等と記帳されます。

＜もし事故が起きたときは＞

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

＜ご加入者と被保険者が異なる場合＞

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

＜保険金請求の際のご注意＞

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。* 代理店には、告知受領権があります。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

＜通知義務＞

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

＜加入者証＞

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。加入者証は4月末までに送付します。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

＜代理店の業務＞

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜更新してご加入いただく場合＞

現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2020年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、商工会の会員事業者を記名被保険者とする個人情報漏えい保険(+法人情報漏えい担保特約条項付帯+クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項(任意付帯)+求償権不行使特約条項(任意付帯)+e-リスク担保特約条項(任意付帯))の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国商工会連合会が有します。

このご案内書は、個人情報漏えい保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。個人情報漏えい保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)